

27全日理第67号
平成27年10月27日

本会会員の皆様へ

公益社団法人 全日本不動産協会
理 事 長 原 嶋 和 利



横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る
問題を踏まえた対応について

この度の横浜市内の大型分譲マンションの傾きが見つかった問題に関して、別添のとおり、国土交通大臣から要請がありました。

国土交通省では、横浜市の分譲マンションにおいて、当該マンションのくい打ち工事を請け負った旭化成建材が最近10年間で関与した全国3,040件について、親会社の旭化成や旭化成建材に対して、元請け建設会社を通じて施設の管理者や管理組合に対して工事情報の通知を行うとともに、データ改ざん、流用等の有無について、11月13日（金）までに国土交通省に報告するよう求めています。

このため、本会会員の皆様におかれましては、マンション等の購入者の不安解消と被害防止の観点から、旭化成建材が施工した物件が特定される予定の11月13日（金）までの間に、皆様が媒介等を通じて取引を行うマンション（建物）につきましては、売主（区分所有者）や建物管理組合などに旭化成建材や元請け建設業者等から本件に関する情報提供や連絡事項が届いていないか確認を行い、その結果を重要事項説明書に記載頂いた上で、取引を行うようにお願いいたします。

ご承知のとおり、宅地建物取引業法第47条第1項において、宅建業者は取引対象とする物件について適切に説明告知を行う責務が有り、宅建業者の業務に関する禁止事項として、取引の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすことになる事項について故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げる行為が規定されています。

本会会員の皆様におかれましては、この点も十分にご認識いただき、消費者保護の観点から併せてご理解とご協力を願いいたします。

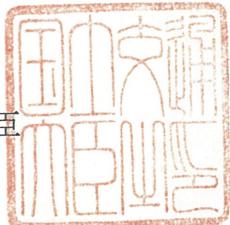
以上



國土動第84号
國土建第289号
平成27年10月21日

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通大臣



横浜市の分譲マンションにおける
基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請

横浜市の分譲マンションにおいて、建物の不具合に関する住民からの指摘に基づき事業主が調査を行ったところ、一部の基礎ぐいについて支持層に達しておらず、また、くいの施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。

今回のような事案の発生は、建築物等に対する国民の不安につながるものであり、このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、断じてあってはならないことである。

については、今回の事案を受けて、建築物等の安全性についての国民の不安払拭に万全を期するため、貴団体においては、下記について貴団体の傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう要請する。

記

1. 居住者等において建築物等に関する不安が広がることのないよう、売主、事業主及び元請企業として、居住者や国民の不安払拭のために積極的な対応を講じること。また、建築物の安全確保や居住者等の不安の増幅防止のために機動的な対応を図る必要が生じた場合には迅速かつ誠実な対応を速やかに講じること

2. 旭化成建材（株）において、過去10年間のくい施工工事（約3000件）についてデータ改変等の調査が進められているところであるが、より確実かつ厳正な調査の実施を図るため、売主、事業主及び元請企業として主体的に調査を実施し、責任ある対応を行うこと